

国立市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱（平成22年5月12日訓令第44号）

最終改正:令和5年8月1日訓令第40号

改正内容:令和5年8月1日訓令第40号 [令和5年8月1日]

○国立市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱

平成22年5月12日訓令第44号

改正

平成23年4月7日訓令第31号  
平成29年3月31日訓令第29号  
令和2年10月1日訓令第60号  
令和3年4月12日訓令第26号  
令和4年4月22日訓令第27号  
令和5年8月1日訓令第40号

国立市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、将来を担う子どもたちが、地域の人とのふれあいによって、豊かな人間性や社会性を身に付け、及び子育て家庭が地域で孤立することなく、支え合いの中で子育てができるようにすることを目的として、地域における子どもの居場所づくり事業を実施する団体及び個人に対して補助金を交付することについて、国立市補助金交付規程（昭和37年10月国立市規程第14号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助の対象者は、18歳未満の子どもの健やかな育成のため、子どもとその家庭を地域で支えることを目的として活動し、又は活動を予定している団体及び個人とする。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において年間を通して実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）小学生から18歳までの子どもを対象とし、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所を提供するもの
- （2）0歳から18歳までの子どもを対象とする食の支援又は学習支援を通じて、子どもや子育て家庭に居場所を提供するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

- （1）公序良俗に反するもの
- （2）営利を目的とするもの
- （3）特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をするもの
- （4）市が交付する他の補助金を受けるもの

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する次に掲げる経費のうち、市長が必要と認めるものとする。

- （1）報償費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料及び広報費）、使用料及び賃借料
- （2）前号に掲げるもののほか、必要と認められる経費

（補助金交付額）

第5条 補助金の交付額は、毎年度の予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の総額から当該事業の実施に係る収入額を控除した額とする。ただし、1事業当たり第3条第1項第1号に掲げるものにあつては350,000円、同項第2号に掲げるものにあつては500,000円を限度とする。

2 前項に規定する交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の前渡）

第6条 規程第3条第1項の規定により補助金交付決定通知書を受けた者は、規程第6条の規定により補助金の前渡を受けることができる。

（実績報告書の提出）

第7条 規程第6条第3項に規定する収支精算書及び事業成績書の提出は、実績報告書の提出をもって代えることができる。

（返還）

第8条 補助金の交付を受けた者は、市長が前条に規定する実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を変更した場合において、既に変更後の額を超える補助金が交付されているときは、速やかに当該変更後の額を超える部分の補助金を返還しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、国立市子どもの居場所づくり事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この訓令は、平成22年5月12日から施行する。

2 令和2年度における第5条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「、同項第2号に掲げるものにあつては500,000円を限度」とあるのは、「を限度」とする。

3 令和3年度から令和5年度までにおける第5条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「同項第2号に掲げるもの」とあるのは、「同項第2号に掲げるもの（学習支援を通じて居場所を提供する事業に限る。）」とする。

付 則（平成23年4月7日訓令第31号）

この訓令は、平成23年4月7日から施行する。

付 則(平成29年3月31日訓令第29号)  
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。  
付 則(令和2年10月1日訓令第60号)  
この訓令は、令和2年10月1日から施行する。  
付 則(令和3年4月12日訓令第26号)  
この訓令は、令和3年4月12日から施行する。  
付 則(令和4年4月22日訓令第27号)  
この訓令は、令和4年4月22日から施行する。  
付 則(令和5年8月1日訓令第40号)  
この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

---